平成２５年（フ）第４６５号
静岡県浜松市中区富塚町1072番地の２　袴田マンション102号室、前住所静岡県浜松市中区幸１丁目５番67号
債務者　平田　倫子
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止中更正

平成２４年（フ）第８３号
福島県いわき市泉玉露２丁目14番地の23コーポ扇田101、前住所福島県いわき市泉町黒須野字早稲田237番地の53
破産者　小林　一三
1　決定年月日　平成25年９月26日
2　主文　平成25年９月２日になした破産手続廃止決定を、破産手続終結決定と更正する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所いわき支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第４０７号
札幌市中央区北４条西28丁目１番12―101号、開始決定時の住所札幌市南区澄川４条２丁目15番11―108号
破産者　白川　　健
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７８４号
北海道江別市大麻宮町５番地　Ｒ３―32
破産者　池田　雄一
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２６号
北海道上川郡当麻町伊香牛２区
破産者　瀬野多喜子（旧姓越江）
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７０８号
仙台市青葉区宮町４丁目４番40号　ゼルコバ宮町301
破産者　工藤　秀明
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
静岡県菊川市東横地680番地の１　レオパレスサウスエンジェル202、旧住所静岡県藤枝市築地１丁目８番４号
破産者　進藤　　守
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５７４号
沖縄県浦添市西原４丁目５番６―205号　ＭＴハウス
破産者　中原加代子
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１４４号
富山県砺波市太田1551番地
破産者　市堰　秀志
1　決定年月日　平成25年10月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１４７０号
札幌市東区北25条東13丁目１番15号　ＴＧレジデンス406号
破産者　坂野　裕一
1　破産債権の届出期間　平成25年10月30日まで
2　一般調査期日　平成25年12月17日午前10時10分
平成25年10月２日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３５号
秋田県雄勝郡羽後町床舞字門前163番地
破産者　髙山　和康
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月５日午前11時30分
平成25年10月３日　秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第３６号
秋田県雄勝郡羽後町床舞字門前163番地
破産者　髙山　羊子
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月５日午前11時30分
平成25年10月３日　秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第６７０７号
大阪市中央区玉造１丁目１番25―2802号
破産者　田計　美加
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成25年12月２日午後３時
平成25年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１７号
大阪市西区京町堀１―15―９、商業登記簿上の本店所在地奈良県大和高田市旭北町６番23号
破産者　株式会社アドワーク
1　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
2　一般調査期日　平成26年１月15日午後２時
平成25年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１４３号
横浜市旭区若葉台４丁目19番207号
破産者　中嶋　　宏
1　破産債権の届出期間　平成25年11月５日まで
2　一般調査期日　平成26年１月16日午前10時
平成25年10月３日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７３９号
大阪市鶴見区放出東２丁目19番12号
破産者　株式会社ワークトーヨー
1　破産債権の届出期間　平成25年11月８日まで
2　一般調査期日　平成25年12月13日午後１時30分
平成25年10月２日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２２年（フ）第１８０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻880番地の１
破産者　小田　良樹
異議申述期間　平成25年12月６日まで
平成25年10月２日　福岡地方裁判所田川支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第４２号
愛知県春日井市瑞穂通５丁目33番地
清算株式会社　株式会社清和
代表清算人　清水　精次
1　決定年月日　平成25年10月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部